

## 大会施設工事における健康管理に係る取組状況について

発注者名：東京都
<b>1. 作業従事者の健康管理体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員に対し、入場時に血圧測定を行い、測定結果によって、高所作業を制限する等の適正配置を推進している</li> <li>・ 作業員に対し、入場時に定期健康診断の実施状況を確認している。</li> <li>・ 現場において、産業医による健康相談室を開設し J V 職員が活用できる環境を整えている。 (開設頻度 1 回/月、対象： J V 職員)</li> </ul>
<b>2. 日常的な健康管理の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日、朝礼後作業開始前に、リーダー（職長）が中心となって、作業員の体調確認を行い体調不調者がいた際に過度な作業にならないよう適正配置を推進している。</li> <li>・ 毎日、朝礼時に、全作業員が片足立ちを行い、作業員が相互にふらつきの有無を確認し体調確認に役立てている。</li> </ul>
<b>3. ストレスチェックの実施の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年 7 月に、全作業員に対し、「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を配付し、ストレスチェックを実施している。</li> </ul>
<b>4. その他（熱中症対策等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝礼時及び午後の作業開始前に、全作業員に対し、強制給水を実施している。</li> <li>・ W B G T ごとに休憩回数と給水回数を決めており、毎日、朝礼時に、作業員に対し、当該日の休憩回数と給水回数をアナウンスし、強制的な休憩と給水の取得を推進している。</li> <li>・ ミスト扇風機を設置している。（3ヶ所）</li> <li>・ 現場内に、冷房、扇風機、塩飴を常備した専用の休憩所を設置している。 (休憩場名：アオシス、場内 2ヶ所に設置)</li> <li>・ 事務所内に、救急用品（経口保水液、塩飴、冷却備品等）を常備した、体調不調者に対する休憩所を設置している。（休憩所名：熱中症対策室、事務所内 1ヶ所）</li> </ul>

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・新規入場教育時に安全書類と本人を確認。血圧測定を行い新規入場者書類に記載。
- ・災害防止協議会にて健康管理等について会社毎に指導するように通達。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- ・作業開始前に作業員全員の体調確認を行い、休憩時にも各職長が作業員の体調確認を行っている。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・8月の災害防止協議会にて「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（厚生労働省）を配布し、9月の災害防止協議会にて回収予定。
- ・併せて、高ストレス判定時には、地域産業保健センターの健康相談室又は電話等による健康相談窓口の活用を推奨。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・ミスト扇風機を4ヶ所（ゲート入口など）、ミストシャワーを3ヶ所（作業員詰所入口など）、冷水器・製氷機（各作業員詰所）を各5台、シャワールームを3台、その他、塩飴を全ての作業員詰所に常備。
- ・各作業員詰所に熱中症に関するポスターを掲示するとともに、熱中症対策キットを常備。（熱中症の予防と対応）。

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

朝礼時、昼の作業打合せ、安全衛生協議会の場で健康管理に対する注意点、知識等の説明をし、作業所全体で健康管理を行うようにしている。

### 2. 日常的な健康管理の促進

作業開始前に作業従事者から「自己チェックリスト」を提出してもらい、1人1人の体調を確認する。体調不良と思われる場合は、元請職員及び安全衛生責任者と相談し、帰宅をさせるなどの対応をしている。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・作業中、休憩中を通して、作業員との雑談等も含め、コミュニケーションを図りストレスチェックをしている。
- ・又、月1回程度「ストレスチェックシート」にて確認を行い、安全衛生協議会でストレス判定がされた作業員を安全衛生責任者へ報告し、ストレス軽減に努めている。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・現場内に作業員が利用できる冷水機、製氷機、自動販売機を設置。
- ・作業開始前に作業従事者から「自己チェックリスト」を提出してもらい、熱中症になりそうなリスクを抱えている場合（深酒、睡眠不足等）は帰宅させるなどの対応をしている。

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・事業主が健康診断結果から作業員の健康状態を把握して適正配置する手段として、「医師の意見」を利用するルールとし、健康診断の結果、有所見者に対しては「医師の意見」を聴取し個人票に記載してもらっている。有所見者に対しては事業主が適正配置書に明記し、作業配置上考慮すべき事項を記載するとともに新規入場時に関係者全員が共有できるようにしている。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- ・作業手順 KY 時に、作業員全員が相互チェックも含めた健康チェック（顔色、睡眠状態等）を行い、職長に報告し、職長は当日の作業に従事するのに問題がないか最終チェックし、問題のある作業員については、休ませる、軽作業等に配置替えするなどの対応を行う。
- ・JV 職員、協力業者の安責者・職長等で「声掛けパトロール」を行ない、私病、熱中症など体調不良者による事故・災害をできるだけ未然に防ぐための活動の実施

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・月初めの安全大会・安全教育時、作業員に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト（厚生労働省）を配布し、自己によるストレスチェックを実施
- ・月初めに限らず、日常も作業員自身が疲労の蓄積をこの表を用いてセルフチェックするよう指導
- ・疲労蓄積度が高いと判定が出た場合は、地域産業保健センター（厚生労働省）等の活用を奨励

### 4. その他（熱中症対策等）

スマートウォッチの着用による健康管理

作業グループごとに睡眠不足、体調不良の健康チェックを行い、当日いちばん熱中症にかかりやすそうな作業員にスマートウォッチを着用してもらい、①血圧②血中酸素濃度③心拍数をリアルタイムで計測し、そのデータを基に休憩、水分補給等を作業グループ全体で行う。

※血中酸素濃度は 96%～99%が正常値、心拍数は 50 回～90 回が正常値でいずれも逸脱した値を示した場合は作業グループ全員が休憩するルールとしている。

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- \* 災害防止協議会にて健康診断の受診や、日頃の健康管理について指導しています。
- \* 健康管理についてのDVD視聴を実施しています。
- \* 新規入場教育時に既往症についてヒヤリングし、必要に応じて事業者に適正配置を指示しています。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- \* 体調チェックシート(毎朝、血圧を測定、アンケートに答え記入)を活用し、作業員の健康状態を職長が把握し、適正配置を行なっています。
- \* 詰所に血圧計を設置し、いつでも測定出来る様にしています。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- \* 主に労働衛生週間(10/1～10/7)時にストレスチェックを実施し、ストレス度の把握をしています。

### 4. その他(熱中症対策等)

- \* 作業員が自由に飲めるポカリスエットのジャグタンクを設置しています。
- \* 日除スペース(休憩所)を設置(ミストを散布)
- \* 防暑垂れやペットボトルホルダーの配布
- \* 熱中症についての知識を持つ為のDVD視聴
- \* 入退場管理室等でヒーリング音楽を流しています。

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・生体認証（指静脈）による入退場管理システムを導入し、元請・下請の全作業従事者の就労時間（残業）管理を実施。
- ・防災協における労働基準監督署からのアドバイスを基に熱中症予防教育（月1回）を実施、また、緊急時の体制（連絡先、対応フロー等）を整備。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- ・新規入場時の健康診断結果及び KY 活動時の健康チェックにより作業従事者の体調及び疲労度を把握し、それに基づいた人員配置を実施するよう下請業者に指示。  
特に身体的に負担の大きな作業（炎天下での人力作業等）については担当者を分散し、交代で従事するよう下請業者に指導。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・四半期に1回、毎月の安全教育訓練時に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（厚生労働省）を配布して、ストレスチェックを実施。次月の安全衛生協議会にて各下請業者に結果を報告し、以後の作業員の健康管理対策にフィードバックするよう指示。  
（フィードバック例）酷暑による作業員の疲労軽減のため、下請け業者にて空調服、麦わらハット等の装備品を支給。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・場内気象測定システム（WBGT値、気温、湿度、風速、風向、降水量他を毎分自動測定）を導入し、現場内にWBGT値、気温、湿度を表示するとともに、現場事務所パソコンにてJV職員がWBGT値の動向を監視し、休憩回数、連続作業時間の短縮、給水頻度等を指示し、KY用紙に記録。
- ・作業員休憩所に製氷機、かき氷器、ミストシャワー、植栽による緑のカーテンを設置。  
また、現場事務所にて経口補水液（OS-1）を支給。
- ・作業箇所近傍に一時休憩所（枠組み足場＋遮光シート、送風機）を設け、こまめに小休憩を実施。
- ・新規入場者教育時にこれまでの従事作業内容を確認し、炎天下での作業経験が無い場合は熱への順化期間（約1週間）の必要性を教育。

発注者名：東京都

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・現場内に、元請、下請の全作業従事者が活用できる健康チェックコーナーを設置している。
  - ・現場内に、ストレッチコーナーを設置している。
  - ・喫煙室を設け、受動喫煙の防止を図っている。
  - ・JV 工事事務所毎に、勤務予定表を所員で共有し、計画的な休暇取得を促している。また週に1回ノー残業デーを定め、時間外労働の縮減を図っている。
- ◆以下 50 人以上の事業場となる建築 JV の対応
- ・時間外労働が 80 時間を超えた JV 職員を対象として、月に 1 度、産業医による面談を実施している。
  - ・月に 1 回、衛生委員会を開催すると共に、産業医による健康に関する講和を実施している。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- ・朝礼前及び朝礼終了時に、作業従事者の体調確認を行っている。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・6 月度、7 月度の安全衛生協議会で、ストレスチェック制度の説明を実施した。
- ・9 月度の安全衛生協議会で、メンタルヘルス相談窓口及び建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェックを紹介するとともに、積極的な利用を促す予定。
- ・JV 職員においては、構成会社毎にストレスチェックを実施している。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・現場内 2 箇所に熱中症対策室を設け、経口保水液を常備している。
- ・暑さ指数により、作業時間の変更を行い、強制的に休憩時間を設けている。
- ・作業通路にミストを散布している。
- ・空調服の使用を推奨している。
- ・現場内売店で、朝食を販売している。

発注者名：公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

### 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・ 作業員の健康管理体制の整備の為、衛生委員会にて、各協力業者の作業員の生の声を上げて、構成員と協議を行う。必要があれば、各協力業者の事業者へ連絡する。
- ・ 時間外労働の短縮化の促進の為、入門管理による入退場時間の管理を行う。残業時間が多い作業員がいる場合、労働時間の指導を行う。

### 2. 日常的な健康管理の促進

- ・ 日常健康管理の促進の為、各協力業者に対して、作業開始前に作業従事者の体調の確認を行い、体調不良時には、配置換えや休息や専門医の受診をする等を指導する。
- ・ 作業前に健康KYを実施、日々の体調確認を行う。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・ 作業員に対し、毎月の安全大会開催時に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を配布しストレスチェックの実施を行い、高ストレス判定の場合には、各協力業者の専門医等への受診を促す。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・ 熱中症指数WBGTを確認、作業前に健康KYを実施。
- ・ 衛生的な室内大型製氷機6台、冷水器の設置、熱中飴の支給。
- ・ エアコン完備の大型喫煙所設置。
- ・ 現場内に大型送風機10台設置。
- ・ 熱中症対策声掛けパトロールと場内にスポーツドリンク提供場所の設置。
- ・ 常駐警備にクールベストの支給。
- ・ 空調服や濡れた衣服を乾かせる通期の良い物干し場を設置。
- ・ 経口補水液を事務所に完備、AED設置による緊急対応。

発注者名：晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業特定建築者（代表会社）三井不動産レジデンシャル(株)

## 1. 作業従事者の健康管理体制の整備

- ・電話等による健康相談窓口を開設している。
- ・各下請事業者へ毎年8月頃、現場巡回健診車による作業所での健康診断実施の案内を行っており、診断結果による事業者のフォローを依頼している。
- ・各社で行っている定期健康診断については、事業者によるフォローを依頼している。
- ・産業医（豊海診療所）と契約をして、健康相談等ができる体制としている。
- ・電話による相談窓口（こころとからだの健康相談）を開設している。
- ・新規入場者教育の際に、健康状態についてアンケートを取得し、現場内での作業に支障がないか確認を行っている。
- ・各下請事業者には必ず年に一度健康診断を受けさせるよう指導を行っている。
- ・各社作業員の健康診断結果を把握し適切な人員配置を行う管理を行っている。
- ・今後、健康管理等に関して、講話等を実施する予定。

## 2. 日常的な健康管理の促進

- ・熱中症対策として、時間を決めて熱中症チェックシートを実施し各自の体調把握と早めの対策を促進している。
- ・有志で作業所内での定期的にスポーツイベントを開催し健康増進を推奨している。
- ・女性従事者が快適にストレス無く休憩時等過ごせるよう専用休憩室を設置している。
- ・各下請事業者に対し、作業開始前朝礼時に作業従事者の体調の確認を行っている。
- ・体調不良の場合には、状況により休ませる、配置の変更を行なう等の対応をする様に職長へ指導し実施している。
- ・熱中症が懸念される時期においては、作業開始前の熱中症危険度判定アンケートを実施して、各自の体調管理と早めの対策を促進している。
- ・各下請事業者に対し作業開始前に安全衛生責任者又は職長が各作業員の体調確認を行い、体調不良等の場合は、作業内容の変更や作業を休ませ帰宅させるなどの対応をするように指導し実施している。
- ・朝礼時に向き合ってお互いの顔色チェック
- ・日々の健康管理チェックシートを用いて健康状態の把握をおこなっている。

### 3. ストレスチェックの実施の促進

- ・ 事業従事者に対し「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（厚生労働省）を配布し、朝礼時に作業員に、自己によるストレスチェックの実施を促進している。
- ・ 所員は健康相談窓口の活用を勧奨している。
- ・ 主要協力会社に本社安全管理部よりストレスチェックに関する資料・案内の配布を行い、各事業者でストレスチェック実施のお願い文を送付している。
- ・ 2016年10月に全作業所で作業員に対し、健康KY、無記名ストレスチェックの実施。
- ・ 所員は、健康診断を行なう際に、ストレスチェックを行ない、必要があれば専門スタッフとの面談を実施している。
- ・ 元請事業者については、ストレスチェックを定期的実施しており、抗ストレス判定時には、健康相談等の受診を促している。
- ・ 下請事業者については、作業時間の実態調査を行い、過重労働の状況にないことを確認している。
- ・ 2017年12月より、各下請事業者に対し、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（厚生労働省）を配布し、作業員に自己によるストレスチェックの実施を促進。
- ・ 今後、各下請事業者に対し、「疲労蓄積度チェックリスト」等を使用し、作業員が各々のストレス、疲労について把握し、協議会等の場で各会社へ展開していく取組を予定。

### 4. その他（熱中症対策等）

- ・ 現場内にミスト送風機、扇風機を設置しミスト散布。作業中においてもミストで周辺温度や体温を下げる取り組みを実施している。
- ・ 現場職長打合室で作業員が利用できるカキ氷、塩飴供給場所を設置している。
- ・ 直射日光を浴びる上階作業員が利用できる飲料水の供給場所を設置している。
- ・ 作業員の誰もが利用出来るクーラールームを設置している。
- ・ 現場内4箇所においてミストを散布。また、2箇所で作業員が利用できる飲料水の供給場所を設置。現場事務所以外に、専用休憩所を2箇所設置している。
- ・ 職長会において熱中症対策委員を定め、午前・午後1回ずつパトロールを実施、熱中飴を配付している。
- ・ WBGT値が嚴重警戒レベルとなることが予想される日は、サマータイム（11:30～13:00 昼休憩、14:00～14:10 ウォーターブレイク）を導入して、気温が高い時間帯に1時間以上継続して作業をしないよう指導している。
- ・ 熱中症対策室を設置して、軽度の症状の方を処置できるようにしている。
- ・ コンクリート打設に係る作業員には空調服着用を義務付けして、所有していない場合は貸与している。
- ・ ガードマンの制服規定を改定してもらい、空調服着用を可能にした。
- ・ 現場内4箇所において作業員が利用できる熱中症対策飲料、梅干、塩飴を設置。
- ・ 現場内休憩所(事務所)にアクセスする安全通路にミストを設置している。
- ・ 現場内休憩所(事務所)以外に、仮設休憩所を5箇所設置している。

- ・熱中症対策と東日本大震災被災地支援で、福島県産の野菜（きゅうり、トマト、すいか）を休憩時間に配布している。
- ・現場内に作業員の飲食をする休憩所以外に 4 箇所専用休憩所を設置している。そのうち 2 ヶ所はエアコン設置、1 ヶ所はミストを散布、1 ヶ所は扇風機を設置。また、冷水器、製氷機、冷蔵庫を設置、冷蔵庫の中には経口補給補水液を常備している。
- ・現場内に作業員が利用できる飲料水の供給場所、冷水器、製氷機を設置している。
- ・作業員詰所は全てエアコン完備している。
- ・熱中症対策に関するポスター、掲示物をトイレ・休憩所等の目につきやすい場所へ掲示し熱中症に対する意識向上を図っている。
- ・事務所冷蔵庫へ熱中症対策飲料水を常備してありいつでも配れる状況を作っている。